

福井県報

号外第17号
令和2年
4月1日(水)
火曜日発行

告示

目次

- 福井県財務規則第五十六条の規定に基づく指定代理納付者の指定(一三三・税務課).....二
- 県税の収納事務委託(一三三・同).....二
- 令和二年度の自衛官候補生の募集(一三四・市町協働課).....二
- 福井県財務規則第五十六条の規定に基づく指定代理納付者の指定(一三五〜一三七・定住交流課).....三
- ふるさと納税による新事業創出支援事業に係る寄付金の収納事務委託(一三八・同).....三
- ふるさと貢献に係る寄付金の収納事務委託(一三九・同).....三
- 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館の観覧料等の徴収事務委託(一四〇・文化課).....三
- 歴史博物館観覧料、図録等販売料および幾久公園テニスコート使用料の徴収事務委託(一四一・歴史博物館).....四
- 福井県立若狭歴史博物館観覧料等の徴収事務委託(一四二・若狭歴史博物館).....四
- 火薬類取締法の規定による指定試験機関の事務所所在地の変更の届出(一四三・危機対策・防災課).....四
- 高压ガス製造保安責任者免状および高压ガス販売主任者免状ならびに液化石油ガス設備士免状の交付事務の委託(一四四・同).....五
- 海浜自然センター自然体験講座参加費の徴収事務委託(一四五・海浜自然センター).....五
- 年縞博物館の観覧料等の徴収事務委託(一四六・年縞博物館).....五
- 年縞博物館と縄文博物館の共通観覧券発行に係る観覧料の徴収事務委託(一四七・同).....五
- 保育士登録等に係る手数料の収納事務委託(一四八・子ども家庭課).....五
- 福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金に係る未収金の収納事務委託(一四九・同).....六
- 動物愛護管理に関する手数料の徴収事務委託(一五〇・医薬食品・衛生課).....六
- 救急業務に係る医療機関の認定(一五一・福井保健所).....六

- 子ども療育センター使用料の徴収事務委託(一五二・子ども療育センター).....六
- 福井県立病院医薬未収金個人負担金等回収業務に係る使用料および手数料の徴収事務委託(一五三・県立病院).....七
- 福井県工業技術センターの使用料および手数料の徴収事務委託(一五四・工業技術センター).....七
- 家畜伝染病予防法の規定に基づく予防注射の実施(一五五・中山間農業・畜産課).....七
- 浅水駅前駐車場の駐車料金の徴収事務委託(一五六・道路保全課).....七
- 道路の区域の変更(一五七・同).....八
- 高さ指定道路の指定(一五八・同).....八
- 港湾施設使用料等の徴収事務委託(一五九・港湾空港課).....八
- 臨海中央公園の有料公園施設の使用料の徴収事務委託(一六〇・都市計画課).....九
- 県営住宅および県営改良住宅の名称、位置等(一六一・建築住宅課).....九
- 福井県営住宅を既に退去した者および現に入居している者の県営住宅使用料ならびに県営住宅駐車場使用料の未収金の徴収事務委託(一六二・同).....九五
- 福井県東口駐車場の駐車料金の徴収事務委託(一六三・福井土木事務所).....九五
- 福井県財務規則第五十六条の規定に基づく指定代理納付者の指定(一六四・審査指導課).....一五
- 令和二年度特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(一六五・会計課).....一六
- 令和二年度の包括外部監査契約(一六六・監査委員事務局).....一九

公告

- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課).....一九

告 示

福井県告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を決定したので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第56条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 指定代理納付者の名称および住所

(1) ヤマナー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

(2) 三菱UFJニコス株式会社

東京都文京区本郷3丁目33番5号

2 指定代理納付者に納付させる歳入

福井県県税条例（昭和25年福井県条例第53号）第3条第1項第8号に規定する自動車税（インターネットを利用して納付するものに限る。）

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

福井県告示第133号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、福井県県税条例（昭和25年福井県条例第53号）第3条第1項の県税の収納の事務を委託したので、同令第158条の2第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 受託者の名称および住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都江東区豊洲3丁目3番3号

提携コンビニエンスストア本部一覧

(1) 国分グローサーズチェーン株式会社

東京都中央区日本橋1丁目1番1号

(2) 株式会社しんきん情報サービス

東京都港区港南1丁目8番27号

(3) 株式会社セブンイレブン・ジャパン

東京都千代田区二番町8番地8

(4) 株式会社ファミリーマート

東京都港区芝浦3丁目1番21号

(5) 株式会社ボプラ

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

(6) ミニストップ株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

(7) 山崎製パン株式会社

東京都千代田区岩本町3丁目10番1号

(8) 株式会社ローソン

東京都品川区大崎1丁目11番2号

2 委託事務の内容

福井県県税条例第3条第1項第2号に規定する事業税（個人が行う事業に対するものに限る。）、同項第4号に規定する不動産取得税および同項第8号に規定する自動車税のコンビニエンスストア収納代行の事務

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 納付の方法

納税通知書または納付書による。

福井県告示第134号

陸上自衛隊、海上自衛隊および航空自衛隊の自衛官候補生の令和2年度における募集が行われるので、受験資格、募集期間その他採用試験に関する事項について、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条および第117条第1項（同令第118条においてこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 受験資格（男女とも）

採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者

2 募集期間その他採用試験に関する事項

男女とも下記のとおり

(1) 募集期間

年間を通じて受付

(2) 採用試験の試験期日

志願者に別途通知

(3) 採用試験の試験場の位置および名称

志願者に別途通知

3 問合せ先

福井市春山1丁目1番54号
福井春山合同庁舎10階
自衛隊福井地方協力本部募集課
電話 (0776) 23-1910

福井県告示第135号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第56条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定代理納付者の名称
READYFOR株式会社
- 2 指定代理納付者の住所
東京都千代田区麹町一丁目12番地1
- 3 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付するふろさと納税による新事業創出支援事業に係る寄付金歳入
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

福井県告示第136号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第56条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定代理納付者の名称
株式会社福井カード
- 2 指定代理納付者の住所
福井県福井市順化1丁目2番3号
- 3 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネットを利用して納付するふろさと貢献に係る寄付金歳入
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

福井県告示第137号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第56条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定代理納付者の名称
株式会社トラストバンク
- 2 指定代理納付者の住所
東京都目黒区青葉台3丁目6番28号
- 3 指定代理納付者に納付させる歳入
インターネット等を利用して納付するふろさと貢献に係る寄付金歳入
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

福井県告示第138号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、ふろさと納税による新事業創出支援事業に係る寄付金の収納の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所
READYFOR株式会社
東京都千代田区麹町一丁目12番地1
- 2 委託事務の内容
ふろさと納税による新事業創出支援事業に係る寄付金の収納の事務
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 収納の方法
銀行振り込みによる。

福井県告示第139号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、ふろさと貢献に係る寄付金の収納の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所

- 株式会社トラストバンク
東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
- 2 委託事務の内容
 - 3 インターネット等を利用して納付するふるさと貢献に係る寄付金歳入委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
 - 4 収納の方法
コンビニ支払、ネットバンクキング、キャリア決済または電子マネーによる。

福井県告示第140号

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館の設置および管理に関する条例（昭和56年福井県条例第8号）第4条第1項に規定する観覧料および図録販売料の徴収事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。
- 令和2年4月1日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所
一乗谷朝倉氏遺跡活用推進協議会
会長 勝木 健俊
福井市大手3丁目17番1号
 - 2 委託事務の内容
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館の観覧券に係る観覧料および図録販売料ならびに福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館と福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の共通観覧券に係る観覧料の徴収の事務
 - 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
 - 4 徴収の方法
納入通知書または口頭による納入の通知による。

福井県告示第141号

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、歴史博物館観覧料、図録等販売料金および幾久公園テニスコート使用料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。
- 令和2年4月1日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 受託者の名称および住所
株式会社アイビックス

- 福井市下馬2丁目101
- 2 委託事務の内容
歴史博物館の観覧料、図録等販売料金および幾久公園テニスコート使用料の徴収の事務
 - 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
 - 4 徴収の方法
簡易領収書および現金領収書による。

福井県告示第142号

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県立若狭歴史博物館観覧料、福井県立若狭歴史博物館が指定する物品および図録販売料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。
- 令和2年4月1日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 受託者の名称および住所
株式会社アイビックス
福井市下馬2丁目101
 - 2 委託事務の内容
福井県立若狭歴史博物館観覧料、福井県立若狭歴史博物館が指定する物品および図録等販売料の徴収の事務
 - 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
 - 4 徴収の方法
簡易領収書および領収書による。

福井県告示第143号

- 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第45条の7第2項の規定に基づき、指定試験機関からその主たる事務所の所在地を変更しようとする届出があったので、火薬類取締法第53条第2項第3号の規定により、次のとおり公示する。
- 令和2年4月1日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 事務所所在地変更に係る届出の内容
公益社団法人全国火薬類保安協会福井県試験事務所の所在地の変更
変更前 福井県福井市城東4-12-21
変更後 福井県福井市御幸3-10-15

- 2 変更の年月日
令和2年4月1日

福井県告示第144号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2第1項および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2第1項の規定に基づき、高圧ガス製造保安責任者免状および高圧ガス販売主任者免状ならびに液化石油ガス設備士免状の交付事務の全部を高圧ガス保安協会に委託したので、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第8条第2号および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第7条第2号の規定により、次のとおり公示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 委託に係る免状交付事務の内容
- 1) 免状交付申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。
 - 2) 免状再交付申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。
 - 3) 免状書換え申請書の配布および受付ならびに免状の作成および送付に関すること。
- 2 委託に係る免状交付事務を処理する場所
- 高圧ガス保安協会試験センター
〒105-8447
東京都港区虎ノ門4丁目3番13号（ヒューリック神谷ビル）
電話 03-3436-6106

福井県告示第145号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県海浜自然センター自然体験講座参加費の徴収事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所
一般社団法人うみから
代表理事 西野ひかる
小浜市小浜津島17-1
- 2 委託事務の内容
自然体験講座参加費の徴収事務
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

- 4 徴収の方法
領収書による。

福井県告示第146号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県年縞博物館の観覧料、福井県年縞博物館が指定する物品等の販売料および図録販売料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所
株式会社オーイング
大飯郡高浜町東三松9号9番地13
- 2 委託事務の内容
福井県年縞博物館の観覧料、福井県年縞博物館が指定する物品等の販売料および図録販売料の徴収の事務
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法
観覧券および領収書による。

福井県告示第147号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県年縞博物館と若狭三方縄文博物館の共通観覧券発行に係る観覧料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所
若狭町
三方上中郡若狭町中央第1号1番地
- 2 委託事務の内容
福井県年縞博物館と若狭三方縄文博物館の共通観覧券発行に係る観覧料の徴収の事務
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法
観覧券および領収書による。

福井県告示第148号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項の保育士登録申請、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第17条第1項の保育士登録証書換え交付および児童福祉法施行令第18条第1項の保育士登録証再交付に係る手数料の収納事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所
社会福祉法人日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
東京都千代田区麹町1丁目6番2号
- 2 受託事務の内容
 - (1) 保育士登録申請に係る手数料の収納
 - (2) 保育士登録証書換え交付に係る手数料の収納
 - (3) 保育士登録証再交付に係る手数料の収納
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 収納の方法
払込用紙による。

福井県告示第149号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金に関する収納事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所
ニッテシ債権回収株式会社
代表取締役 小林 英利
東京都港区芝浦3丁目16番20号
- 2 委託事務の内容
福井県母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けた者の償還金の未収金に関する収納事務
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 収納の方法
文書または口頭による納入の通知による。

福井県告示第150号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県手数料徴収条例（平成12年福井県条例第2号）別表第3号の表176の項の犬猫引取り手数料および福井県動物の愛護および管理に関する条例（平成18年福井県条例第20号）第18条の動物の返還手数料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所
一般社団法人ふくい動物愛護管理支援センター協会
鯖江市長泉寺町1-9-20 鯖江市民活動交流センター内
- 2 委託事務の内容
動物愛護センターにおける動物愛護管理に関する手数料の徴収の事務（福井市内に住所を有する者に係る手数料を除く。）
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法
簡易領収書による。

福井県告示第151号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 福井県済生会病院
- 3 所在地 福井県福井市和田中町舟橋7番地1
- 4 認定の有効期間
自 令和2年5月1日
至 令和5年4月30日

福井県告示第152号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県立社会福祉施設に関する条例（昭和33年福井県条例第34号）第17条第2項に規定する使用料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 受託者の名称および住所

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地

2 委託事務の内容

福井県こども療育センター使用料の徴収事務

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 徴収の方法

領収書による。

福井県告示第153号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、福井県立病院使用料および手数料徴収条例（昭和25年福井県条例第23号）第1条の使用料および手数料の徴収の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所

弁護士法人 館野法律事務所

弁護士 館野 完

東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号 南雲ビル2階・4階

2 委託事務の内容

福井県立病院医業未収金個人負担金等回収業務に係る使用料および手数料の徴収の事務

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 納付の方法

納入通知書による。

福井県告示第154号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県工業技術センターの使用料および手数料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 受託者の名称および住所

福井ビル管理株式会社

福井市三ツ屋1丁目617

2 委託事務の内容

福井県工業技術センターの使用料および手数料の徴収の事務

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 徴収の方法

領収書による。

福井県告示第155号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、家畜防疫員による豚熱予防注射を実施するので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 実施の目的

養豚場における豚熱の発生予防

2 実施する区域

嶺北地域および敦賀市

3 実施の対象となる家畜

豚

4 実施の期日

令和2年4月11日から令和3年3月31日までの期間において、家畜保健衛生所長

が指定する日

5 注射の方法

皮下または筋肉内注射法

福井県告示第156号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例（平成16年福井県条例第29号）第5条の駐車料金の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 受託者の名称および住所

福井鉄道株式会社

- 越前市北府2丁目5番20号
- 委託事務の内容
浅水駅前駐車場の駐車料金の徴収の事務
 - 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
 - 徴収の方法
領収書による。

福井県告示第157号

一般国道365号の下記区間において、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和2年4月1日から20日間一般の縦覧に供する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	新旧別	区 間	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
一般国道	新	越前市上太田町13字三ノ町12番7から 越前市松森町1字池窪2番4まで	10.5～44.0	5827.0
	旧	越前市上太田町13字三ノ町12番7から 越前市松森町1字池窪2番4まで	4.5～17.0	5,325.0

福井県告示第158号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 指定する道路の路線名および区間

路線名	区 間
一般国道	坂井市三国町山岸40字22番3から 305号
一般国道	鯖江市白方町38字25番3まで 鯖江市柳町3丁目6番から 417号
	鯖江市有定町2丁目101番地先まで

主要地方道 上中田鳥線	三方上中郡若狭町井ノ口30字13番6から 三方上中郡若狭町井ノ口6字4番2地先まで
一般県道 鯖江織田線	鯖江市有定町2丁目101番地先から 鯖江市当田町12字13番まで
一般県道 三尾野別所線	福井市江守の里2丁目1604から 福井市舞屋6字6番1まで
一般県道 湯谷王子保停車場線	越前市白崎町24字2番5から 越前市四郎丸町23字11番10まで
一般県道 徳光鯖江線	鯖江市神中町2丁目9225番地先から 鯖江市神中町2丁目9222番地先まで
一般県道 寺武生線	越前市家久町111字38番3から 越前市塚町9字20番4まで

- 指定する期日
令和2年4月1日

令和2年4月1日

- 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両または車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

- 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（または横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

- 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

福井県告示第159号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県港湾施設管理条例（昭和37年福井県条例第45号）第9条の使用料等の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所
若狭高浜漁業協同組合
大飯郡高浜町事代第1号104番地
- 2 委託事務の内容
和田港若狭和田フリーナ給油施設の使用料の徴収の事務
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法
納入通知書または口頭による納入の通知による。

福井県告示第160号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井県都市公園条例（昭和48年福井県条例第5号）第11条の使用料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所
株式会社アイワメンテランス
坂井市丸岡町千田29号13番地
- 2 委託事務の内容
臨海中央公園の有料公園施設の使用料の徴収の事務
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法
納入通知書による。

福井県告示第161号

福井県営住宅条例（平成9年福井県条例第3号）第3条第2項ならびに福井県営住宅条例施行規則（平成9年福井県規則第48号）第9条第2項および第36条第2項の規定に基づき、県営住宅および県営改良住宅の名称、位置等について次のとおり公示する。

なお、県営住宅および県営改良住宅の名称、位置等（平成31年福井県告示第137号）は廃止する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 県営住宅

名称	位置	棟名	建設年度	1戸あたり床面積	利便性係数	家賃の額	備考
県営住宅町屋団地	福井市松本1丁目	16号館	昭和58年度	64.9平方メートル	0.86	21,300 ~ 45,000円	
					0.83	20,500 ~ 45,000円	4階
					0.86	22,600 ~ 59,800円	高齢者用
		17号館	昭和58年度	64.9平方メートル	0.86	21,300 ~ 45,000円	
					0.83	20,500 ~ 45,000円	4階
					0.86	22,600 ~ 59,500円	高齢者用
		18号館	昭和57年度	61.6平方メートル	0.86	19,900 ~ 42,100円	
					0.83	19,200 ~ 42,100円	4階
					0.86	21,200 ~ 59,500円	高齢者用
		19号館	昭和57年度	64.9平方メートル	0.86	21,000 ~ 44,100円	
					0.83	20,200 ~ 44,100円	4階
					0.86	22,400 ~ 58,700円	高齢者用
		20号館	昭和57年度	61.6平方メートル	0.86	19,900 ~ 40,500円	
					0.83	19,200 ~ 40,500円	4階
					0.86	21,200 ~ 60,600円	高齢者用
		21号館	昭和57年度	64.9平方メートル	0.86	21,000 ~ 41,800円	
					0.83	20,200 ~ 41,800円	4~5階
					0.86	22,300 ~ 57,900円	高齢者用
		22号館	昭和59年度	55.2平方メートル	0.86	18,400 ~ 39,300円	
				61.6平方メートル	0.86	20,500 ~ 43,300円	
				68.0平方メートル	0.86	22,600 ~ 47,200円	身障用
		23号館	昭和59年度	64.9平方メートル	0.86	21,600 ~ 45,700円	
					0.83	20,900 ~ 45,700円	4~5階
					0.86	22,900 ~ 63,900円	高齢者用
		24号館	昭和59年度	64.9平方メートル	0.86	21,600 ~ 44,800円	
					0.83	20,900 ~ 44,800円	4~5階
					0.86	22,900 ~ 59,300円	高齢者用
		25号館	昭和60年度	55.2平方メートル	0.86	18,600 ~ 39,900円	
					0.86	19,800 ~ 57,700円	高齢者用
				61.6平方メートル	0.86	20,800 ~ 43,900円	
					0.83	20,100 ~ 43,900円	4~5階
		26号館	昭和61年度	64.9平方メートル	0.86	22,300 ~ 46,700円	
					0.83	21,500 ~ 46,700円	4~5階
					0.86	23,300 ~ 63,900円	高齢者用
		A棟	平成15年度	43.3平方メートル	0.86	17,400 ~ 49,400円	
				43.4平方メートル	0.86	17,500 ~ 49,500円	
				43.5平方メートル	0.86	17,500 ~ 49,600円	
				43.6平方メートル	0.86	17,500 ~ 50,000円	
				43.7平方メートル	0.86	17,600 ~ 50,100円	
				43.8平方メートル	0.86	17,600 ~ 50,200円	
				52.0平方メートル	0.86	20,900 ~ 59,300円	
				52.1平方メートル	0.86	21,000 ~ 59,500円	
52.2平方メートル	0.86			21,000 ~ 59,800円			
52.3平方メートル	0.86			21,100 ~ 59,700円			
52.9平方メートル	0.86			21,300 ~ 60,400円			
53.0平方メートル	0.86			21,300 ~ 60,500円			
53.1平方メートル	0.86			21,400 ~ 60,400円			
53.2平方メートル	0.86			21,400 ~ 60,700円			

				53.5平方メートル	0.86	21,500 ~ 66,200円	身障用
				67.5平方メートル	0.86	27,200 ~ 77,300円	
				67.6平方メートル	0.86	27,200 ~ 77,500円	
				67.7平方メートル	0.86	27,300 ~ 77,600円	
				67.8平方メートル	0.86	27,300 ~ 77,700円	
				68.3平方メートル	0.86	27,500 ~ 78,600円	
				68.4平方メートル	0.86	27,600 ~ 78,600円	
				69.8平方メートル	0.86	28,100 ~ 78,800円	
				70.0平方メートル	0.86	28,200 ~ 79,100円	
				70.2平方メートル	0.86	28,300 ~ 79,300円	
				70.3平方メートル	0.86	28,300 ~ 79,400円	
		B棟	平成17年度	45.7平方メートル	0.86	18,600 ~ 75,300円	
				45.8平方メートル	0.86	18,600 ~ 75,600円	
				45.9平方メートル	0.86	18,600 ~ 75,700円	
				46.0平方メートル	0.86	18,700 ~ 75,800円	
				52.0平方メートル	0.86	21,100 ~ 84,300円	
				52.1平方メートル	0.86	21,200 ~ 84,600円	
				52.2平方メートル	0.86	21,200 ~ 84,700円	
				52.3平方メートル	0.86	21,200 ~ 84,800円	
				52.6平方メートル	0.86	21,400 ~ 85,300円	
				52.8平方メートル	0.86	21,400 ~ 85,500円	
				52.9平方メートル	0.86	21,500 ~ 85,800円	
				53.0平方メートル	0.86	21,500 ~ 85,900円	
				53.2平方メートル	0.86	21,600 ~ 94,100円	身障用
				67.5平方メートル	0.86	27,400 ~ 109,800円	
				67.6平方メートル	0.86	27,500 ~ 110,100円	
				67.7平方メートル	0.86	27,500 ~ 110,200円	
				67.8平方メートル	0.86	27,500 ~ 110,300円	
				70.4平方メートル	0.86	28,600 ~ 114,900円	
				70.5平方メートル	0.86	28,600 ~ 115,000円	
県営住宅幾久団地	福井市幾久町	1号館	昭和46年度	42.0平方メートル	0.79	10,400 ~ 16,000円	
					0.76	10,000 ~ 16,000円	4 ~ 5階
		2号館	昭和46年度	42.0平方メートル	0.84	11,000 ~ 16,000円	
					0.81	10,600 ~ 16,000円	4 ~ 5階
		3号館	昭和46年度	42.0平方メートル	0.79	10,400 ~ 16,000円	
					0.76	10,000 ~ 16,000円	4 ~ 5階
県営住宅社団地	福井市運動公園2丁目	1号館	昭和43年度	38.4平方メートル	0.84	9,500 ~ 21,700円	
					0.84	19,100 ~ 37,900円	
					0.81	18,400 ~ 37,900円	4階
		2号館	昭和43年度	33.4平方メートル	0.84	8,300 ~ 21,500円	
					0.84	16,600 ~ 37,400円	
					0.81	16,000 ~ 37,400円	4階
県営住宅上野団地	福井市上野本町新	1号館	昭和63年度	60.8平方メートル	0.79	19,700 ~ 45,700円	
					0.79	20,600 ~ 46,800円	
		2号館	昭和63年度	63.8平方メートル	0.79	20,700 ~ 47,400円	
					0.79	21,400 ~ 49,200円	
		3号館	昭和63年度	66.2平方メートル	0.79	21,400 ~ 49,300円	
					0.79	21,000 ~ 40,900円	
		4号館	平成元年度	66.2平方メートル	0.79	21,700 ~ 42,700円	
					0.79	22,100 ~ 62,500円	高齢者用
5号館	平成元年度	60.8平方メートル	0.79	20,000 ~ 42,300円			
			0.79	20,900 ~ 43,300円			

				63.5平方メートル	0.79	21,000 ~ 64,500円	高齢者用
		6号館	平成元年度	66.2平方メートル	0.79	21,700 ~ 45,400円	
				66.2平方メートル	0.79	22,900 ~ 68,500円	高齢者用
		7号館	平成2年度	53.1平方メートル	0.79	17,700 ~ 36,900円	
				66.2平方メートル	0.79	22,000 ~ 44,000円	
				79.2平方メートル	0.79	26,400 ~ 52,100円	
		8号館	平成2年度	60.8平方メートル	0.79	20,200 ~ 41,800円	
				63.5平方メートル	0.79	21,100 ~ 42,800円	
		9号館	平成2年度	53.1平方メートル	0.79	17,700 ~ 36,200円	
				66.2平方メートル	0.79	22,000 ~ 43,200円	
				79.2平方メートル	0.79	26,400 ~ 51,000円	
県営住宅杉の木台団地	福井市三十八社町	1号館	昭和47年度	78.8平方メートル	0.79	21,000 ~ 47,100円	
					0.76	20,200 ~ 47,100円	4階
		2号館	昭和47年度	78.8平方メートル	0.79	21,000 ~ 46,500円	
					0.76	20,200 ~ 46,500円	4階
		3号館	昭和47年度	78.8平方メートル	0.79	21,200 ~ 47,300円	
				79.3平方メートル	0.76	20,500 ~ 48,600円	4階
		4号館	昭和47年度	78.8平方メートル	0.79	21,200 ~ 47,300円	
				79.3平方メートル	0.76	20,500 ~ 47,600円	4階
		5号館	昭和49年度	79.8平方メートル	0.79	22,100 ~ 53,800円	
					0.76	21,200 ~ 53,800円	4階
		6号館	昭和49年度	48.6平方メートル	0.79	12,600 ~ 22,300円	
					0.79	12,600 ~ 22,500円	身障用
				79.8平方メートル	0.79	22,100 ~ 53,400円	
					0.76	21,300 ~ 53,400円	4階
		7号館	昭和49年度	42.0平方メートル	0.79	12,700 ~ 41,200円	
				51.0平方メートル	0.79	15,400 ~ 45,800円	
				51.3平方メートル	0.79	15,500 ~ 45,900円	
				73.6平方メートル	0.79	22,200 ~ 57,300円	
				74.2平方メートル	0.79	22,400 ~ 57,600円	
		8号館	昭和52年度	57.0平方メートル	0.74	14,600 ~ 32,500円	
					0.71	14,000 ~ 32,500円	4~5階
		9号館	昭和50年度	49.4平方メートル	0.79	14,900 ~ 46,500円	
				61.1平方メートル	0.79	18,400 ~ 51,400円	
				68.4平方メートル	0.79	20,600 ~ 54,500円	
		10号館	昭和50年度	48.6平方メートル	0.79	14,900 ~ 50,600円	身障用
				48.7平方メートル	0.79	15,000 ~ 47,700円	
				58.1平方メートル	0.79	17,900 ~ 51,500円	
				59.0平方メートル	0.79	18,100 ~ 57,300円	身障用
		59.0平方メートル	0.79	18,100 ~ 51,900円			
		68.4平方メートル	0.79	21,000 ~ 55,800円			
12号館	昭和51年度	55.2平方メートル	0.79	14,900 ~ 29,700円			
			0.76	14,300 ~ 29,700円	4~5階		
13号館	昭和51年度	55.2平方メートル	0.79	14,900 ~ 29,700円			
			0.76	14,300 ~ 29,700円	4~5階		
県営住宅大安寺団地	福井市南檜原町	1号館	昭和53年度	56.4平方メートル	0.74	14,700 ~ 33,700円	
		2号館	昭和53年度	56.4平方メートル	0.74	14,700 ~ 33,700円	
					0.74	16,000 ~ 51,100円	高齢者用
		3号館	昭和54年度	57.0平方メートル	0.74	15,100 ~ 35,600円	
					0.74	16,300 ~ 53,500円	高齢者用
県営住宅下荒井団地	福井市下荒井町	1号館	昭和55年度	62.0平方メートル	0.82	18,500 ~ 32,900円	
					0.79	17,800 ~ 32,900円	4~5階

					0.82	20,100 ~ 51,200円	高齢者用
		2号館	昭和56年度	62.0平方メートル	0.82	18,800 ~ 36,800円	
					0.79	18,100 ~ 36,800円	4~5階
					0.82	20,200 ~ 54,200円	高齢者用
		3号館	昭和56年度	62.0平方メートル	0.82	18,800 ~ 36,800円	
					0.79	18,100 ~ 36,800円	4~5階
					0.82	20,200 ~ 58,700円	高齢者用
県営住宅清水グリーン ンハイツ	福井市グリーンハイ ツ2丁目	1号館	昭和49年度	45.2平方メートル	0.80	11,900 ~ 17,500円	身障用
				45.3平方メートル	0.80	11,900 ~ 17,400円	
				79.8平方メートル	0.80	22,700 ~ 45,300円	
					0.77	21,900 ~ 45,300円	4階
		2号館	昭和49年度	45.2平方メートル	0.80	11,900 ~ 17,500円	身障用
				45.3平方メートル	0.80	11,900 ~ 17,400円	
				79.8平方メートル	0.80	22,900 ~ 46,800円	
					0.77	22,100 ~ 46,800円	4階
		3号館	昭和49年度	79.8平方メートル	0.80	23,300 ~ 48,400円	
					0.77	22,400 ~ 48,400円	4階
				79.9平方メートル	0.80	23,300 ~ 49,100円	身障用
		4号館	昭和53年度	58.2平方メートル	0.80	16,400 ~ 33,700円	
					0.77	15,800 ~ 33,700円	4~5階
					0.80	19,000 ~ 71,200円	高齢者用
		5号館	昭和53年度	58.2平方メートル	0.80	16,400 ~ 33,700円	
					0.77	15,800 ~ 33,700円	4~5階
					0.80	18,700 ~ 71,200円	高齢者用
		6号館	昭和54年度	58.2平方メートル	0.80	16,700 ~ 33,800円	
					0.77	16,100 ~ 33,800円	4~5階
		7号館	昭和54年度	58.2平方メートル	0.80	16,700 ~ 33,800円	
					0.77	16,100 ~ 33,800円	4~5階
	0.80			18,400 ~ 54,700円	高齢者用		
県営住宅中野団地	大野市中野	-	昭和33年度	34.7平方メートル	0.81	1,900 ~ 7,500円	
県営住宅米岡団地	鯖江市吉江町	-	昭和37年度	31.8平方メートル	0.84	2,700 ~ 6,200円	
県営住宅御幸タウン	鯖江市御幸町3丁目	A1号館	平成11年度	45.9平方メートル	0.92	15,300 ~ 64,000円	
				46.4平方メートル	0.92	15,500 ~ 64,500円	
				46.5平方メートル	0.92	15,500 ~ 64,600円	
				79.2平方メートル	0.92	26,500 ~ 96,300円	
				79.9平方メートル	0.92	26,700 ~ 96,900円	
		A2号館	平成11年度	50.1平方メートル	0.92	16,700 ~ 68,500円	
				61.8平方メートル	0.92	20,700 ~ 89,800円	身障用
				78.6平方メートル	0.92	26,300 ~ 100,200円	
		A3号館	平成12年度	50.1平方メートル	0.92	16,800 ~ 68,600円	
				61.8平方メートル	0.92	20,800 ~ 90,100円	身障用
				78.6平方メートル	0.92	26,400 ~ 100,300円	
		A4号館	平成12年度	50.1平方メートル	0.92	16,800 ~ 68,500円	
				61.8平方メートル	0.92	20,800 ~ 90,000円	身障用
				78.6平方メートル	0.92	26,400 ~ 100,100円	
		K1号館	平成9年度	47.6平方メートル	0.92	15,800 ~ 67,100円	
				74.7平方メートル	0.92	24,800 ~ 100,700円	
		K2号館	平成10年度	47.6平方メートル	0.92	15,800 ~ 68,100円	
				74.7平方メートル	0.92	24,900 ~ 102,300円	
K3号館	平成11年度	54.8平方メートル	0.92	18,300 ~ 80,600円			
		58.2平方メートル	0.92	19,500 ~ 84,700円			
		67.0平方メートル	0.92	22,400 ~ 92,800円			

		S 1号館	平成5年度	67.4平方メートル	0.92	22,500 ~ 92,800円	
				79.2平方メートル	0.92	26,500 ~ 105,100円	
				52.0平方メートル	0.92	16,600 ~ 62,800円	
				53.0平方メートル	0.92	16,900 ~ 64,800円	
				54.0平方メートル	0.92	17,200 ~ 64,300円	
				64.0平方メートル	0.92	20,400 ~ 73,900円	
				76.9平方メートル	0.92	24,500 ~ 84,000円	
		平成10年度	51.0平方メートル	0.92	17,000 ~ 71,900円		
			53.4平方メートル	0.92	17,800 ~ 73,700円		
			64.6平方メートル	0.92	21,500 ~ 84,000円		
			64.7平方メートル	0.92	21,500 ~ 84,100円		
			78.3平方メートル	0.92	26,100 ~ 96,200円		
		S 2号館	平成6年度	48.8平方メートル	0.92	15,700 ~ 61,700円	
				50.2平方メートル	0.92	16,200 ~ 63,000円	
				68.4平方メートル	0.92	22,100 ~ 81,100円	
				70.8平方メートル	0.92	22,900 ~ 83,200円	
				73.8平方メートル	0.92	23,800 ~ 86,000円	
		S 3号館	平成7年度	48.7平方メートル	0.92	15,900 ~ 66,000円	
				65.8平方メートル	0.92	21,500 ~ 81,500円	
				74.9平方メートル	0.92	24,500 ~ 94,000円	
S 4号館	平成7年度	48.7平方メートル	0.92	15,900 ~ 65,200円			
		65.8平方メートル	0.92	21,500 ~ 80,500円			
		74.9平方メートル	0.92	24,500 ~ 92,900円			
S 5号館	平成8年度	49.3平方メートル	0.92	16,300 ~ 67,900円			
		74.9平方メートル	0.92	24,700 ~ 99,700円			
S 6号館	平成8年度	49.3平方メートル	0.92	16,300 ~ 68,500円			
		74.9平方メートル	0.92	24,700 ~ 100,500円			
T 1号館	平成5年度	48.4平方メートル	0.92	15,400 ~ 48,700円			
		62.0平方メートル	0.92	19,700 ~ 60,000円			
		70.6平方メートル	0.92	22,500 ~ 67,000円			
		75.6平方メートル	0.92	24,100 ~ 71,200円			
T 2号館	平成6年度	52.6平方メートル	0.92	17,000 ~ 68,300円			
		52.8平方メートル	0.92	17,000 ~ 67,500円			
		56.6平方メートル	0.92	18,300 ~ 70,900円			
		64.3平方メートル	0.92	20,800 ~ 78,500円			
		66.0平方メートル	0.92	21,300 ~ 78,900円	4~5階		
		67.6平方メートル	0.92	21,800 ~ 80,300円	高齢者用		
T 3号館	平成9年度	79.4平方メートル	0.92	25,600 ~ 90,500円			
		79.5平方メートル	0.92	26,400 ~ 98,700円	4~5階		
		79.7平方メートル	0.92	26,400 ~ 98,900円	高齢者用		
県営住宅北日野団地	越前市矢放町	1号館	昭和52年度	57.0平方メートル	0.91	15,100 ~ 33,400円	
					0.88	14,600 ~ 33,400円	
					0.91	16,600 ~ 53,700円	
		2号館	昭和53年度	58.2平方メートル	0.91	15,700 ~ 33,400円	
					0.88	15,200 ~ 33,400円	
					0.91	17,200 ~ 53,800円	
県営住宅中筋団地	坂井市春江町中筋北浦	-	昭和40年度	33.1平方メートル	0.90	3,600 ~ 8,100円	
		-	昭和41年度	33.1平方メートル	0.90	3,800 ~ 8,700円	
県営住宅霞ヶ丘団地	坂井市丸岡町霞ヶ丘4丁目	1号館	平成3年度	37.1平方メートル	0.94	11,700 ~ 32,700円	
				54.2平方メートル	0.94	17,200 ~ 45,900円	
				63.9平方メートル	0.94	20,300 ~ 51,900円	
		2号館	平成4年度	37.1平方メートル	0.94	11,900 ~ 33,900円	

		3号館	平成4年度	54.2平方メートル	0.94	17,400 ~ 47,600円	
				63.9平方メートル	0.94	20,500 ~ 53,900円	
				54.2平方メートル	0.94	17,400 ~ 46,200円	
				63.9平方メートル	0.94	20,500 ~ 52,700円	
		4号館	平成5年度	37.1平方メートル	0.94	12,100 ~ 38,900円	
				54.2平方メートル	0.94	17,600 ~ 54,500円	
				63.9平方メートル	0.94	20,800 ~ 61,700円	
				54.2平方メートル	0.94	17,600 ~ 53,900円	
5号館	平成5年度	54.2平方メートル	0.94	17,600 ~ 53,900円			
		63.9平方メートル	0.94	20,800 ~ 61,500円			

2 県営改良住宅

名称	位置	棟名	建設年度	1戸あたり床面積	利便性係数	家賃の額	備考
県営改良住宅町屋団地	福井市松本1丁目	5号館	昭和38年度	31.1平方メートル	-	6,900円	

福井県告示第162号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福井県営住宅条例(平成9年福井県条例第3号)第13条および第38条の使用料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所
弁護士法人 関西法律特許事務所
大阪府大阪市中央区北浜2丁目5番23号 小寺プラザ12階
- 2 委託事務の内容
福井県営住宅を既に退去した者および現に入居している者の県営住宅使用料ならびに県営住宅駐車場使用料の未収金の徴収の事務
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法
文書または口頭による納入の通知による。

福井県告示第163号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例(平成16年福井県条例第29号)第5条の駐車料金の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所
株式会社ナイガイ
福井市光陽3丁目3-7
- 2 委託業務の内容
福井駅東口駐車場の駐車料金の徴収の事務
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 4 徴収の方法
領収書による。

福井県告示第164号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付

者を指定したので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第56条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定代理納付者の名称および住所
P a y P a y株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
 - (1) 福井県生活学習館
施設使用料
 - (2) ふくい県民活動・ボランティアセンター
謄写手数料
 - (3) 福井県立恐竜博物館
観覧料
 - (4) 福井県立歴史博物館
観覧料、幾久公園施設使用料、図録販賦料
 - (5) 福井県立美術館
観覧料、施設使用料、図録販賦料、講座受講料
 - (6) 福井県立若狭歴史博物館
観覧料、グッズ販売収入、図録販賦料
 - (7) 福井運動公園
施設使用料
 - (8) 福井県立武道館
施設使用料、武道学園受講料
 - (9) 福井県自然保護センター
体験講座等参加時の材料費、保険代、施設等使用料
 - (10) 福井県海浜自然センター
体験講座等参加時の材料費、保険代、施設等使用料
 - (11) 福井県年輪博物館
観覧料、グッズ販売料、図録販賦料、施設等使用料
 - (12) 福井県里山里海湖研究所
体験講座等参加時の材料費、保険代
 - (13) 福井県工業技術センター
施設設備等使用料、試験手数料
 - (14) ふくい農業ビジネスセンター
施設使用料
 - (15) 福井県園芸体験施設

令和2年4月1日(水)

福井県報号外第17号

- 体験料、施設使用料
- (16) 福井県総合グリーンセンター
施設設備等使用料
- (17) 臨海中央公園
施設使用料
- (18) 福井県立図書館
施設使用料、複写手数料
- (19) 福井県立若狭図書館学習センター
施設使用料、複写手数料
- (20) 福井県図書館
施設・設備使用料、複写手数料
- (21) 福井県ふさと文学館
図録販賦料
- (22) 福井県立こども歴史文化館
図書販売料
- (23) 福井県立奥越高原青少年自然の家
施設使用料、主催事業参加費
- (24) 福井県立芦原青年の家
施設使用料、主催事業参加費
- (25) 福井県立鯖江青年の家
施設使用料、主催事業参加費
- (26) 福井県立三方青年の家
施設使用料、主催事業参加費
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

福井県告示第165号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項および第167条の11第2項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定の適用を受ける調達契約のうち令和2年度以降福井県が発注する物品等の購入、修繕、借上げ等および特定役務の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札および指名競争入札（以下これらを「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項および当該資格の審査申請等について地方自治法施行令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）および特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第3条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 調達をする物品等または特定役務の種類

- (1) 文具・印章事務用品機器
- (2) 電気通信機器類
- (3) 機械器具類
- (4) 測量(計器)器類
- (5) 警察・消防機器類
- (6) 油脂・燃料類
- (7) 広告・宣伝類
- (8) 保守管理・警備保障・検査類
- (9) その他

2 特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者

特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者以外の者で、知事が行う審査により特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者に必要な資格(以下「参加資格」という。)を有すると決定された者とする。

なお、物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等(昭和42年福井県告示第27号)の規定による審査において福井県が行う競争入札に参加する者に必要な資格を有すると決定された者については、参加資格を有すると決定された者とみなす。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書(物品の製造または購入契約に係る資格等において定められた様式第1号。以下「申請書」という。)およびその添付書類に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に關し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 県税、法人税、申告所得税、復興特別所得税、消費税または地方消費税を滞納している者
- (6) 福井県が訴えを提起している者
- (7) 申請日前1年間に営業の実績がない者

3 資格審査の申請の方法

- (1) 申請の手続
競争入札の資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、6の提出場所に提出すること。なお、申請書およびその添付書類(以下「申請書等」という。)の提出は、郵送によりすることができる。

ア 誓約書(2の告示に定める様式第2号)(以下の様式も同告示の様式とする。)

イ 法人にあっては貸借対照表、損益計算書等、個人にあっては所得税青色申告決算書もしくは所得税確定申告書および収支計算書またはこれらに準ずるもの

ウ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、個人にあっては地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないことを証する書面

エ 福井県の区域内に事業所を有する者にあっては、福井県が交付する県税の納税証明書

オ 法人にあっては税務署が交付する法人税、消費税および地方消費税の納税証明書、個人にあっては税務署が交付する申告所得税、復興特別所得税、消費税および地方消費税の納税証明書

カ 役員等名簿(様式第2号の2)

キ 事業経歴書(様式第2号の3)

ク 使用印鑑届は、登記印(法人)または実印(個人)以外の印鑑を、県との契約等に関する手続に使用する場合に提出

ケ 認可、認可等を必要とする営業にあっては、これを得たことを証明する書類

コ 国際標準化機構が定めた規格(7において「国際規格」という。)ISO14001または環境省が定めた規格(7において「環境省規格」という。)エコアクシ

ク ョン21の認証を取得している場合にあつては、当該認証に係る登録証の写し

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第50条第1項の規定による障害者雇用調整金または同法附則第4条第3項の規定による報奨金の支給を受けている場合にあつては、当該調整金または報奨金の支給決定通知書の写し

シ 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項または第4項の規定により一般事業主行動計画を策定している場合にあつては、その写し

ス 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による厚生労働大臣の認定を受けている場合にあつては、当該認定通知書の写し

セ 代理店または特約店であるときは、これを証する書類

ソ 法人が支店、営業所等の長に競争入札参加者としての権限を委任する場合には、その委任状

タ その他知事が必要と認めた書類

チ 申請書の受付時期(更新の場合を除く。)

令和2年4月1日から福井県の休日を守る条例(平成元年福井県条例第2号)に規定する県の休日を除き、随時、申請を受け付ける。

(3) 申請書等に用いる言語

ア 申請書および財務諸表類については、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されているものについて、日本語の訳文を付記または添付すること。

- イ 添付書類に金額を記載するときは、出納官史事務規定（昭和22年大蔵省令第95条）第16条に規定する外国貨幣換算率により、その金額を日本国通貨に換算して記載すること。
- (4) その他
申請に係る事務については、日本国内に住所または事務所を有する者に委任することができる。
- 4 更新申請書の受付期間
毎年1月4日から1月31日までの間の定める日（福井県の休日を含め、条例に規定する県の休日を除く。）までとする。
- 5 資格の有効期間
この告示の日以降において参加資格を有すると認定された日（以下「認定日」という。）から認定日の属する年度の翌々年度の末日までとする。
ただし、更新申請者は、8の競争入札参加資格審査通知をした日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年間とする。
- 6 競争入札参加資格審査申請書その他の資格に関する文書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県会計局会計課総務第三グループ
電話 0776-20-0253
- 7 参加資格の審査
競争入札に参加しようとする者の資格審査の項目は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 売上高
(2) 経営規模
ア 自己資本
イ 従業員数
(3) 経営状況
ア 流動比率
イ 営業年数
(4) その他
ア 国際規格ISO14001または環境省規格エコアクション21の認証取得の有無
無
イ 障害者雇用の状況
ウ 次世代育成支援のための雇用環境の整備の状況
エ 福井県父親子育て応援企業知事表彰受賞・登録の有無
オ 福井県子育てモデル企業認定の有無

- カ ふくい女性活躍推進企業プラスαの有無
資格審査の結果の通知等
- 8 競争入札の資格審査を行ったときは、その結果を競争入札参加資格審査通知書（様式第3号）により申請した者に通知するとともに、有資格者については福井県競争入札参加資格者名簿に登録する。
なお、申請日から特定調達契約に係る競争入札の期日までに日数の余裕がないときは、当該競争入札の期日までに参加資格の審査を終了することができることがある。
- 9 名簿記載事項の変更届出
有資格者は、申請書の提出後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第4号。以下「変更届」という。）により届け出なければならない。
- (1) 商号、名称または支店等の名称を変更したとき。
(2) 本店または支店等の住所を変更したとき。
(3) 法人にあつては代表者、個人にあつてはその者の氏名を変更したとき。
(4) 委任者を変更したとき。
(5) 営業種目の追加、休止または一部の廃止をしたとき。
(6) 経営規模を著しく変更したとき。
(7) その他営業に関して重要な事項を変更したとき。
- 10 競争入札参加資格の取消し
有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、特別の理由がある場合を除き、当該競争入札参加資格を取り消すものとする。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者または競争入札参加資格申請書およびその添付書類に虚偽の事項を記載した者
(2) 営業種目の全部を廃止したとき。
(3) 競争入札参加資格の取消しを申し出たとき。
(4) その他知事が必要と認めたとき。
(1)から(4)により競争入札参加資格を取り消したときは、当該競争入札参加資格を取り消された者を参加資格者名簿から抹消するとともに、競争入札参加資格取消（停止）通知書（様式第5号）によりその者に通知する。
- 11 競争入札参加資格の停止
有資格者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 地方自治法第167条の4第2項各号に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者
(2) 県税、法人税、申告所得税、復興特別所得税、消費税または地方消費税を滞納している者

(3) 福井県が訴えを提起している者

(4) その他知事が必要と認めたとき。

(1)から(4)により競争入札に参加させないこととしたときは、競争入札参加資格取消(停止) 通知書により当該有資格者に通知する。

1.2 その他必要な事項

1 一件の特定調達契約について福井県が発注することができる額 (以下「発注基準額」という。) は、当該特定調達契約の相手方において、決定日の属する事業年度の直前の2事業年度における平均製造実績額または平均販売額の4分の1に相当する額 (その額に100万円未満の端数金額があるときは、当該端数金額を切り上げた額) 以下の額とする。ただし、契約の種類により、特定調達契約の相手方の経営および信用の状況、契約履行能力その他特殊な事情を総合的に勘案し、当該発注基準額を超えて発注することがある。

福井県告示第166号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の36第1項の規定に基づき、令和2年度の包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和2年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用ならびに執務費用および実費とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名および住所

(1) 氏名 木村 善路

(2) 住所 福井市東大味町35号9番地

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。

公 告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

2 工区

敦賀市田結25号谷ノ谷31番2、27号山腰1番の一部、2番、3番2、4番、5番、6番、7番、8番1、8番2、9番1、9番2、10番1、10番2、11番1、11番2、12番1、12番2、13番1、13番2、14番1、14番2、15番1、15番2、16番1の一部、16番2の一部、17番1の一部、18番1の一部、19番1の一部、20番1の一部、20番2の一部、21番、22番、23番、24番、25番、26番、27番、28番1の一部、29番1の一部、30番1の一部、31番1の一部、31番2の一部、水路1の一部、水路2、水路3の一部、水路4、水路5の一部、水路6の一部、水路7、水路8、里道の一部、畦畔1の一部、堤塘1の一部、堤塘2の一部および堤塘3、29号中蛭谷5番2、16番、17番、18番、19番、20番、21番、22番、23番、24番および水路の一部、30号上シッケ谷4番および里道、31号三ツケ谷1番の一部、2番、3番、4番1、4番2、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番、22番、23番、24番、25番、26番、27番、28番、29番、30番、31番、32番、33番、34番、35番、水路1、水路2の一部、水路3、水路4の一部、里道1の一部および里道2、33号蛭谷口5番および6番ならびに35号ナワテ1番1、1番2、2番1の一部、2番2、3番1の一部、3番2、4番1の一部、4番2、5番1の一部、5番2の一部、16番の一部、17番、18番の一部、19番の一部、31番1の一部、水路1の一部、水路2、水路3の一部、水路4の一部、水路5の一部、水路6の一部、里道1の一部、里道2の一部、堤塘3の一部および堤塘4の一部

2 開発許可を受けた者の住所および氏名
敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市長 湖上 隆信

令和二年四月一日
印刷

発行

印刷人

〒九一〇一八五八〇
〒九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一
福井県福井市文京一丁目十九番二十

福井県
高桑印刷(株)

☎ 〇六三三二番